

政治資金監査に関するQ & Aの改定・追加について

1 領収書等のあて名について

(趣旨)

政治資金規正法において、領収書等のあて名は記載事項とはされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名について確認等を行う旨を政治資金監査マニュアルに規定するとともに、その趣旨については政治資金監査に関する研修テキストに示している。

これに関して、登録政治資金監査人からは、政治資金監査において会計責任者に指摘しても改善が見られないため、政治団体に対して委員会からも周知してほしいとの意見が示されている。

そこで、以下のとおり政治資金監査に関するQ & Aを改定し、登録政治資金監査人向けの政治資金監査マニュアル等に規定されている高額領収書等のあて名の確認等について、政治団体の会計責任者等も含めてより広く周知することとする。

【改定後のQ & A】

V-8 あて名のないレシート	
Q	デパートやコンビニ等で発行されるあて名の記載されていないレシートは、領収書等として認められるか。
A	<p>政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていますので、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>なお、法の規定上、あて名の記載までは求められていませんが、政治資金監査においては、国会議員関係政治団体においてあて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば政治資金に関する収支報告の適正の確保に資すること等から、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、あて名の確認等が求められています。</p> <p>このほか、領収書等については法令に基づきその写しが公表される場合があることにもご留意ください。</p>

【改定前のQ & A】

V-8 あて名のないレシート	
Q	デパートやコンビニ等で発行されるあて名の記載されていないレシートは、領収書等として認められるか。
A	政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていますので、政治資金規正法上の領収書等に該当します。

(参考) 平成26年度フォローアップ研修に参加した登録政治資金監査人からの問い合わせと委員会の回答 (平成26年度第3回委員会 委員限り資料Bより抜粋)

番号	質 問	回 答
(中略)		
5	<p>政治資金パーティの支出経費の領収書の宛名が政治団体名にしていな い。会計責任者向けの研修を開催す るなどして情報提供をしなければ、 毎年同じ監査結果となり進歩がみえ ない。</p>	<p>政治資金規正法上、あて名の記載につい て特段の規定はありませんが、政治資金監 査マニュアルにおいては、1件当たりの金 額が1万円を超える支出(人件費以外の支 出に限る。)に係る領収書等(以下「高額領 収書等」という。)については、あて名に当 該国会議員関係政治団体(以下「当該団体 という。)の名称が記載されているかを確認 することとしており、記載内容によって以 下のとおり対応することとなります。</p> <p>①あて名のない高額領収書等及びあて名 が「上様」の高額領収書等については、 当該団体に対して発行されたものとし て取り扱うことができるが、今後、当 該団体の名称を発行者において記載し てもらうよう助言する。</p> <p>②高額領収書等のあて名が、当該団体の 正式名称ではなく、「〇〇事務所」のよ うに国会議員の氏名を用いたものにつ いては、当該団体に対して発行された ものとして取り扱うことができる。</p> <p>③高額領収書等のあて名に当該団体に対 して発行されたことが推認されない名 称が記載されているものについては、 会計責任者等に対するヒアリングにお いて、これらの領収書等が当該団体あ てに発行された領収書等であることの 確認を会計責任者等に求める。</p> <p>なお、政治資金適正化委員会としては会 計責任者向けの説明会の開催予定はありま せんが、「政治資金に関する具体的な指針」 を委員会ホームページに掲載しておりま す。</p> <p>また、今後は「国会議員関係政治団体の 収支報告の手引」に掲載する等、会計責任 者向けにもあらかじめ周知を図っていく予 定です。</p> <p>(「政治資金監査に関する研修テキスト」 p51、52)</p>
(以下略)		

2 政治資金監査の質の向上に関する取組の趣旨について

平成26年度第5回委員会において、登録政治資金監査人に対する個別の助言・指導の取組を実施することを決定した。

この取組については、全登録政治資金監査人に対して文書を送付し周知を行っているが、本取組の趣旨について登録政治資金監査人から質問が寄せられていることから、一層の周知を図るため、以下のとおり政治資金監査に関するQ&Aを追加し、改めてその趣旨を示すことにより、本取組への登録政治資金監査人の一層の理解を求めることとしたい。

【追加するQ&A】

Ⅶ-2 個別の指導・助言の取組の趣旨について	
Q	政治資金適正化委員会が登録政治資金監査人に対して実施する個別の指導・助言の対象となった場合、政治資金監査を行うことができなくなるのでしょうか。
A	<p>個別の指導・助言の取組は、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことにより、政治資金監査の更なる質の向上を図ること等を目的としています。</p> <p>このため、個別の指導・助言の対象となったことをもって、政治資金監査を行うことができなくなるわけではありません。</p> <p>ただし、登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められていますので、「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」も活用し、引き続き適確な政治資金監査の実施をお願いします。</p>